

福岡県公報

平成22年6月9日
第3120号

目次

告示(第929号-第952号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
県営土地改良事業の換地計画 (農村整備課)	2
公共測量の終了 (県土整備総務課)	3
公共測量の終了 (県土整備総務課)	4
公共測量の実施 (県土整備総務課)	5
公共測量の実施 (県土整備総務課)	5
道路の区域の変更 (道路維持課)	5
道路の供用の開始 (道路維持課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	7
議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に 基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務センター)	8
議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に 基づく介護補償の額 (総務事務センター)	8
道路の供用の開始 (道路維持課)	9
公 告	
意見募集の結果の公示 (自然環境課)	9
監 査 委 員	
包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課)	9

告 示

福岡県告示第929号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 西友志免店
 - 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第930号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス吉田南店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038 - 17 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

閑静な住宅地に接していることをふまえ、来店者の車両が周辺の生活道路を抜け道や路上駐車等に使用したり、そのことによる住宅地への排気ガス等による住環境の阻害を生じさせないように誘導することを求める。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

店舗の隣接地は閑静な戸建て住宅地である。6mの区画道路を挟んで、戸建て住宅地の正面に派手なグリーンの巨大な壁面が建つことになり、非常に圧迫感を覚えるとともに、これまでの穏やかな日常生活とは異なり派手な景観となる点が

らも周囲に不快感を与える。

店舗としては、正面において企業イメージ色を使用することでその役割は十分果たしており、閑静な戸建て住宅地に隣接して立地することをふまえ、以下の点に対する配慮を求める。

ア 住宅地に面する店舗西面及び北面の外壁の色彩は、戸建て住宅地と調和した穏やかな色に変更する（ページュ系統等）よう求める。色の変更が企業カラーのBG（ブルーグリーン）系統以外の色相の使用が不可能な場合においても彩度を下げ、明度をあげる等により穏やかな色調による外観となるよう求める。

イ 高さ9m弱×幅40m弱の巨大な壁面による圧迫感の軽減のため、建築物の高さをできる限り低くするとともに、敷地内中央に建物を配置する、あるいは戸建て住宅地に面する市道岩瀬団地1号線から3m以上の壁面後退を行い、後退部分へは生け垣等による植栽を行うことで、単一巨大壁面による圧迫感を軽減させることを求める。

(8) その他

ア 店舗の隣接地は閑静な戸建て住宅地である。当該地では約3年前に民家火災が発生し、居住者は死亡、消火活動に際し近隣住戸には防水行為も行われた経緯があり、住民は火災に対する危機感が高い地域である。

現計画では、6mの区画道路に面して店舗が配置されている。当該施設は、周辺の戸建て住宅とは異なり大規模な店舗であることから、万一の出火に際して東側への延焼の危険性は高いと考えられる。

そのため、市道岩瀬団地1号線の道路境界から3m以上壁面を後退させることにより、隣接住宅地への延焼防止への配慮を求める。

イ 来店者が店舗周辺にごみを捨てないように誘導するとともに、店舗周辺の地域環境美化活動へ協力することを求める。

福岡県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年5月28日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦

覧に供する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
築上郡築上町大字上深野及び下深野（深野地区）	換地計画書の写し	平成22年6月9日から 平成22年7月7日まで	築上町役場

福岡県告示第932号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3・4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀郡水巻町緑ヶ丘1丁目	平成22年3月25日

福岡県告示第933号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日

一般県道口の原稲築線（飯塚市元吉～嘉麻市鴨生）	平成22年3月25日
一般県道下山田碓井線（嘉麻市下山田～嘉麻市西郷）	

福岡県告示第934号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
一般県道鶴三緒田川線（飯塚市上三緒～飯塚市高倉）	平成22年3月25日

福岡県告示第935号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・2・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
飯塚市柏の森～嘉麻市熊ヶ畑	平成22年3月25日

福岡県告示第936号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
主要地方道筑紫野筑穂線（飯塚市山口～飯塚市平塚）	平成22年3月25日

福岡県告示第937号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、水巻町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
水巻町全域	平成22年5月17日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字朽網	平成22年5月6日から 平成22年6月30日まで

福岡県告示第939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市西区、早良区、城南区、南区、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川町、糸島市	平成22年5月7日から 平成22年8月10日まで

福岡県告示第940号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区小嶺三丁目	平成22年5月10日から 平成22年5月31日まで

福岡県告示第941号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、田川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（田川市都市計画基本図作成）
- 2 測の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川市全域	平成22年5月17日から 平成23年2月28日まで

福岡県告示第942号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影、一部分のみ正射写真図作成）

- 2 測の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	平成22年4月20日から 平成22年10月29日まで

福岡県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
久留米	県道	久留米浮羽線	前	うきは市吉井町桜井367番1先から うきは市吉井町桜井208番1先まで	8.2 ~ 19.5	36.0	
			後	同上	9.5 ~ 19.5	36.0	
久留米	県道	保木井線	前	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井367番1先まで	6.6 ~ 13.0	315.0	うち県道久留米浮羽線重用延長24.0メートル

			後	同上	6.6 ~ 23.5	315.0	うち県道 久留米浮 羽線重用 延長24.0 メートル
飯塚	県道	熊ヶ畑 上山田線	前	嘉麻市上山田 1343番2先から 嘉麻市上山田 1343番6先まで	7.4 ~ 7.6	12.4	
			後	同上	9.4 ~ 9.6	12.4	

福岡県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	うきは市吉井町桜井367番1先から うきは市吉井町桜井208番1先まで
久留米	保木井線	うきは市吉井町桜井48番7先から うきは市吉井町桜井367番1先まで

福岡県告示第945号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡こころの電話相談室

(2) 代表者の氏名

木村 資慶

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目10番1号（シャンポール大名 A - 1306）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、多くの悩みや問題を抱えた子どもたちの声を受けとめ、自立を助ける子どものための相談に関する事業を行い、子どもの健全な成長に寄与することを目的とする。

福岡県告示第946号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人柳川まちづくり楽校

(2) 代表者の氏名

西嶋 洋

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県柳川市上宮永町38番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、柳川市民、および来訪者に対して、人、文化、歴史、産業などをはじめとした柳川の魅力を発掘・育成するまちづくり事業を行い、柳川の潜在的な価値向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第947号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人ほっと・おあしす

(変更後) 特定非営利活動法人Peace

(2) 代表者の氏名

林 賢治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町朝園2000番地176

(4) 定款に記載された目的

この法人は、共に生きる地域社会の実現を目指し、障がい者（児）および高齢者、子ども、親等の地域住民に対して、自立生活と社会参加の支援に関する各種事業を行い、もって公共の福祉の増進と人権の擁護に寄与し、地域社会の活性化・安心で明るい未来づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第948号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 アナザ ハンド

(2) 代表者の氏名

小野 正志

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神2丁目3番10号天神パインクレスト317

(4) 定款に記載された目的

この法人は、病後児及び高齢者家庭に対して、病後児保育及び高齢者訪問介護に関する事業を行い、就労支援かつ安心社会実現に寄与することを目的とする。また、生活支援の調査かつ研究及び情報提供事業を行い、男女共同参画社会の形成と実現促進を図りこの活動にかかわる人の、精神的解放かつ自己実現に寄与する。病後児支援技術の向上のための研究・人材育成事業を行い、地域医療との連携を密にし、関係団体の運営、または、活動に関する周知徹底、助言または、援助の活動を行う。また、各分野の専門知識、経験を生かすべく、高齢者等の訪問介護事業等を行い、被介護者のみならず、介護実践者の精神的解放と自己実現に寄与する。

福岡県告示第949号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人太陽

(2) 代表者の氏名

阿部 久夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市大佐野2丁目23番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者に対して、介護、福祉、権利擁護等に関する事業を行い、すべての人々が安心した、ゆとりのある生活ができる地域社会を実現し、公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第950号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（平成20年12月福岡県告示第2042号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

「平成20年4月1日以後」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第951号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,730円を超えるときは、104,730円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,790円以下であるときに限る。）。	月額56,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,370円を超えるときは、52,370円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。）。	月額28,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本耶馬溪 線	築上郡吉富町大字幸子454番1先から 築上郡吉富町大字幸子456番1先まで

公 告

公告

温泉法に基づく「申請に係る処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正について、平成22年3月17日から平成22年4月15日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年6月1日に改正しました。

平成22年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092 - 643 - 3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

監 査 委 員

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年6月9日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 日 野 喜 美 男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大 塚 誠 之	福岡市南区野間4丁目16番5号
廣 島 武 文	福岡市南区井尻3丁目16番5 - 1109号
児 玉 邦 康	福岡市中央区赤坂3丁目8番31 - 302号
首 藤 英 樹	春日市桜ヶ丘8丁目70番地
前 田 拓 也	福岡市東区東浜1丁目5番6 - 304号
内 田 健 二	福岡市西区今宿1丁目1番10 - 801号
玉 井 信 裕	福岡市中央区黒門6番4 - 602号
梶 原 誠 子	福岡市博多区博多駅前1丁目18番1 - 1001号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成22年5月31日から平成23年3月31日まで